

石国保第620号

令和8年2月2日

石狩市国民健康保険運営協議会

会長 築田 敏彦 様

石狩市長 加藤 龍 幸



石狩市国民健康保険税の改定について（諮問）

石狩市国民健康保険運営協議会規則（昭和35年規則第8号）第3条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法第47号）により、令和8年度から子ども・子育て支援納付金が課税されることになりました。

新設される子ども・子育て支援納付金課税額の所得割税率、均等割税額及び平等割税額、限度額を、北海道が決定する石狩市の標準保険税率等を採用し、以下のとおり石狩市国民健康保険税条例（昭和41年条例第15号）を改める必要があるため諮問します。

区 分	税 率	
子ども・子育て支援納付金分	所得割率	0.29%
	均等割額	1,000円
	18歳以上均等割額	100円
	平等割額	1,000円
	賦課限度額	30,000円

※18歳未満の均等割額は、10割軽減の措置が講じられる。

※18歳以上均等割額（100円）については、18歳未満の軽減した分を、18歳以上被保険者で負担する。

令和8年2月2日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市国民健康保険運営協議会

会長 築 田 敏 彦



石狩市国民健康保険税の改定について（答申）

令和8年2月2日付け石国保第620号で諮問を受けた事項について、下記のとおり答申する。

記

子ども・子育て支援納付金課税額の所得割税率、均等割税額及び平等割税額、賦課限度額については、諮問事項のとおり改定することが妥当であると判断する。

（付帯意見）

子ども・子育て支援納付金の課税にあたっては、国の制度設計に準拠し、適切に運用すること。